

当別町学校給食調理外業務委託公募型プロポーザル企画提案説明書

1 業務の目的

本業務は、当別町教育推進計画において目標に掲げた、とべっこランチを活用した食育の推進を図り、児童生徒の心身の健全な発達のため安心・安全な給食を提供することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 発注者

当別町長 後藤正洋

(2) 業務名称

当別町学校給食調理外業務委託

(3) 業務内容

学校給食の調理、配送、配膳及び下膳、残菜及び残飯の処理、食器具類の洗浄・消毒及び保管、施設設備の管理の業務、その他学校給食に関する業務を実施する。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(5) 予算科目及び予算額

委託金額は、見積り額を限度とし、下記の割合を年度ごとの限度額とし、当該年度の限度額を月数で除した額を毎月支払うものとする。

予算科目

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 学校給食費 (節) 委託料

予算額

令和7年度(1月～3月)

20,646,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

令和8年度

82,583,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

令和9年度

82,583,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者とする。

(1) 事業者における資格要件

ア 北海道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有

- する法人又は法人以外の団体であること。
- イ 当別町の令和7年・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- ウ 本事業を円滑に遂行するため、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有するものであること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- オ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないものであること。
- ケ 法人税、道税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- コ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- サ 参加表明書の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。
- シ 適正に業務を遂行するため、過去に本事業の業務契約の履行経験を有していること。

4 事務局

〒061-0204 北海道石狩郡当別町若葉2224番地

当別町学校給食センター

電話：0133-22-4401

FAX：0133-22-4402

電子メール：kyusyoku@town.tobetsu.hokkaido.jp

5 スケジュール

プロポーザルの公告	令和7年 8月 5日（火）
参加企業に対する説明会・見学会	令和7年 8月 8日（金）
参加表明書に係る質問書の提出期限	令和7年 8月13日（水）
質問書に対する回答期限	令和7年 8月18日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年 8月19日（火）

企画提案書提出要請	令和7年 8月20日(水)
企画提案書に係る質問書の提出期限	令和7年 8月26日(火)
質問書に対する回答期限	令和7年 8月29日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年 9月 1日(月)
企画提案書のヒアリング及び審査	令和7年 9月 4日(木)

6 説明会・見学会

(1) 受付期間

プロポーザルの公告日から令和7年8月7日(木)午後4時30分まで。

(2) 申し込み方法

説明会・見学会を希望する者は、会社名、参加者氏名を事務局へ連絡すること。

(3) 出席者

1事業者2名以内とする。

(4) その他

厨房内の見学を希望する者は、直近1ヶ月以内の検便検査結果を見学当日に提出すること。

また、清潔な衣類(白衣・帽子・マスク)、厨房用靴などを持参する事。

7 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類

ア 参加表明書(別記様式第1号)

イ 事業者の概要調書(別記様式第2号)

ウ 申出書(別記様式第3号)

エ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類

(2) 参加表明書の提出部数

ア 別記様式第1号から第3号 各1部

イ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類 各1部

(3) 参加表明書の提出について

ア 提出方法

郵送又は持参

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

郵送する場合には、配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

〒061-0204 北海道石狩郡当別町若葉2224番地

当別町学校給食センター

ウ 提出期限

令和7年8月19日（木） 午後4時30分必着

(4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」（別記様式第4号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて到着確認を行うこと。

なお、企画提案書の内容についての質問はこの期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和7年8月13日（水） 午後4時30分まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年8月18日（月）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。

原則、再質問は受け付けない。

(5) 参加要件の確認

参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）に対して、令和7年8月20日（水）までに企画提案書（別記様式第5号）の提出を書面により要請する。

参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和7年8月20日（水）までに、その旨を通知する。

9 参加表明書等の記入上の留意事項

(1) 参加表明書（別記様式第1号）

ア 代表者印を押印のうえ、提出すること。

イ 担当者の電子メールアドレスを記入すること。

ウ 代理人や支店長など代表権のない方の代表者印で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 事業者の登記事項証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）。

オ 事業者の納税証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税（税務署納税証明書その3の3）、道税（道税事務所納税証明書「資格審査請求」、道が賦課徴収するものに限る。）、市町村税（課税対象法人に限る、登記上の所在地の市町村発行の納税証明書）とする。

カ その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。

(2) 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）

ア 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記入する

ことができる。なお、記入した業務については、契約書（鑑）の写し、事業の概要が確認できる書類を提出すること。

イ 業務実績の添付に当たっては、A 4 版縦 1 枚とし、A 3 版を添付する場合は折込み添付とする。

- (3) 申出書（別記様式第 3 号）
構成員毎に別葉とすること。

10 企画提案書の提出方法

- (1) 提出書類

企画提案書（別記様式第 5 号）

- (2) 企画提案書の提出部数

ア 企画提案書 正本 1 部、副本 6 部

企画提案書の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号、図等を記入しないこと。

- (3) 企画提案書の提出方法

ア 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時（最終日は午後 1 時）までとする。

郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町学校給食センター

ウ 提出期限

令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 1 時必着

- (4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「企画提案書に関する質問書」（別記様式第 6 号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間

令和 7 年 8 月 26 日（火） 午後 4 時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。

原則、再質問は受け付けない。

11 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

- ア 文章の文字サイズは8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。
- イ 企画提案書のサイズはA4版縦を基本とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。
なお、枚数については、制限を設けない。
- ウ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 企画提案を求める事項

別添要求仕様書に記載の業務の内容をふまえ企画提案すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。また、以下の観点から企画提案内容の評価を行うので留意すること。

ア 業務処理体制及び計画について

- ・学校給食に対する基本的な考え方（運営方針や取組姿勢など）
- ・調理及び配膳業務等遂行に係る基本方針
- ・食育推進を図るうえで関与する事が可能な提案
- ・その他 特記すべき提案事項

イ 衛生管理に関すること（マニュアルがある場合は添付してください）

- ・衛生管理に対する基本的な考え方
- ・調理従事者等の健康管理体制
- ・衛生管理体制について（チェック方法、管理体制など）
- ・その他 特記すべき提案事項

ウ 労働安全管理及び調理業務従事者の配置について

- ・労働安全管理に関する考え方
- ・調理業務等従事者の雇用に対する考え方
- ・人員構成及び勤務体制について（交代要員の対応策についても記載）
- ・その他 特記すべき提案事項

エ 危機管理体制について

- ・事故発生に関する考え方
- ・異物混入・食中毒などの防止対策や管理体制及び発生後の対応について
- ・調理業務の安全・衛生管理等に関する教育・研修について
- ・その他 特記すべき提案事項

オ 独自の取組等について

12 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時

令和7年9月4日（木） 午前予定

イ 実施場所

当別町役場 3 階中会議室（石狩郡当別町白樺町 5 3 番地 9）

ウ プレゼンテーションに出席する者は、1 事業者 2 名以内とする

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。

オ プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。使用機材については、プロジェクター（HDMI 端子使用可）及びスクリーンは、事務局が準備する。なお、ウに規定する出席者に加え、パワーポイントを操作する者を 1 名まで出席させることができる。

カ プレゼンテーションの時間配分は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 15 分間（時間配分は任意とする）

質疑応答 15 分間

(2) 企画提案の審査

企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本事業における理解度、企画提案の実現性、独創性等を総合的に評価し、最優秀者 1 者及び次席者 1 者を選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

1 3 本業務の契約について

(1) プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。

なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 選定後の業務内容は、別添要求仕様書及び提案内容等を踏まえ、本町と協議して実施する。

1 4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。

(6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 最優秀者・次席者として選定された事業者を公表できるものとする。
- (9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (10) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。
- (11) 著作権等に関する事項については以下のとおりとする。
 - ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は当別町に帰属する。
 - イ 提案者は、当別町に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当別町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。